

電気設備の技術基準の解釈の一部改正について（概要）

平成 25 年 5 月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の必要性について

電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）に関し、平成 23 年度委託調査での技術的検討等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 主な改正事項

(1) IEC 60364 規格の改定等への対応(第218条)

需要場所に施設する低圧の電気設備は、電技解釈第 218 条に規定する IEC 60364 シリーズの規格により施設できることを規定している。平成 23 年度電気施設技術基準国際化調査事業において、同シリーズの IEC 規格及び対応する JIS のうち、IEC 規格の 4 規格が改定又は新規制定されこれらの規格が省令に規定する技術基準を満足するものであることを確認したことを踏まえ、電技解釈第 218 条(218-1 表)を改正する。

(2) 引用JISの改定への対応(第33条、第40条、第163条、第172条)

平成 23 年度電気設備技術基準関連規格等調査事業において、電技解釈が引用している JIS のうち改正されたものにつき、最新の JIS を引用することの妥当性を調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正を行う。

(3) 金属製水道管を利用した接地工事の改定(第18条・第19条)

金属製水道管を接地極として利用した接地工事はその実施が確認されておらず、また近年施設される水道管は、接地極として利用できない絶縁性のものが多くなっている。こうした点を踏まえ、平成 23 年度電気設備技術基準関連規格等調査事業において、当該規定の廃止が妥当であるとの結論が得られた。

当該規定による接地工事は、施設時に電技解釈に規定する接地抵抗値が確保された場合でも、水道管の設備更新など、設置者の認識のないまま電技解釈の規定する接地抵抗値が満足されなくなるおそれもあることから、当該規定を廃止する改正を行う。